

令和8年度

会津医療センター機械設備
定期保全管理業務

一 般 競 争 入 札
入 札 説 明 書



令和8年3月

公立大学法人福島県立医科大学会津医療センター

入札説明書

福島県立医科大学が発注する会津医療センター機械設備定期保全管理業務に係る条件付一般競争入札については、入札公告に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 発注者

公立大学法人福島県立医科大学理事長 竹之下 誠一

2 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

会津医療センター機械設備定期保全管理業務 一式

(2) 仕様等

入札説明書及び仕様書による

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 履行場所

公立大学法人福島県立医科大学会津医療センター
(福島県会津若松市河東町谷沢字前田21番地2)

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 入札公告2の(1)から(7)までを準用する。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、上記3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、入札参加資格確認申請書(様式1)に次の書類を添付し、下記5の(1)の場所に提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

なお、令和8年3月19日(木)午後5時00分までに申請を行わなかったときには、入札に参加する者に必要な資格が与えられない場合がある。

また、資格確認の結果を申請者に通知する。

(1) 上記3に基づく資格を有することを証明する書類(許可証写し、入札参加資格者名簿登録通知書の写し等)

(2) 業務実績証明書(様式2) ※現在、当法人の業務を受託している場合は除く。

(3) 本業務を履行するに当たっての組織体制を明らかにした書類(様式8)

(4) 本業務を履行するに当たって、予定する作業従事者の住所、氏名、年齢、性別、申請日現在の勤務場所及び業務の経験年数を記載した名簿(様式9)

(5) 業務責任者については、その者が社員であることの証明書類(健康保険及び厚生険

被保険者標準報酬決定通知書の写し等)及び責任者の要件を備えていることの証明書類
(6) 親子会社等に関する調書(様式10)

※ 長3封筒を同封すること。

入札参加資格確認結果通知書の送付先の宛名を記入すること。(切手要)

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所及び問い合わせ先

郵便番号 969-3492

住 所 福島県会津若松市河東町谷沢字前田21番地2

問い合わせ先 公立大学法人福島県立医科大学会津医療センター総務課

電 話 0242-75-2100 f a x 0242-75-2150

(2) 入札及び開札の日時及び場所

令和8年3月26日(木) 午前10時30分

公立大学法人福島県立医科大学会津医療センター 第4会議室

6 入札書の提出方法

(1) 代理人が出席する場合は委任状(様式5)を提出すること。

(2) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名の記載及び代表者の押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)をすること。

ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに、当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

7 入札保証金

(1) 入札保証金額は見積もる契約金額の100分の3以上とする。

(2) 前項の保証金の納付は、有価証券の提供をもってこれに代えることができる。

(3) 前項の有価証券の種類及びその担保価額は、次の各号に定めるとおりとする。

福島県債証券 額面全額

国債証券 額面全額の10分の8

地方債証券(福島県債証券を除く。) 額面全額の10分の8

8 入札保証金の免除

次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- (2) 4の資格を有する者が過去2年間に国、福島県（福島県が定めた「公社等外郭団体への関与等に関する指針」の対象公社等を含む）、その他の地方公共団体又は法人と、その種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

9 入札方法及び開札等

- (1) 開札は、上記5の(2)で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 開札は、入札者及びその代理人を立ち合わせて行うものとし、入札者又はその代理人が立ち合わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。
- (3) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付すことができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち合わない場合、再度入札については棄権したものとする。
- (4) 再度入札に付しても、なお落札者が決定しない場合は、1回に限り再度入札に付すことができるものとする。

10 入札者に要求される事項

入札者は、この公告及び入札説明書に示した必要な資格の確認を受けるための書類を4に掲げる期日までに提出しなければならない。また、入札者は、提出した書類に関し開札日の前日までの間において、福島県立医科大学理事長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、申請内容に関して不備や不明な点がある場合は、その理由について説明を求めるとともに内容の補正を求める場合がある。その場合に正当な理由がなくこれに応じない場合は、入札に参加する者に必要な資格が与えられない場合がある。

11 入札心得

- (1) 入札者は、仕様書等、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、入札仕様書等に関する質問書（様式7）により関係職員に説明を求めることができる。
（提出期限：3月17日（火）午後5時、回答予定日：3月18日（水））
- (2) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- (3) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (4) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。
 - ア 契約の履行に当たり故意に業務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 契約の適正な履行の確保又は給付の完了の確認をするための必要な監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(5) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。

(6) 開札開始時刻後においては、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。

(7) 入札者又はその代理人は 入札書を一旦提出した後は 開札の前後を問わず書換え引換え又は撤回をすることができない。

12 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札を取り止めることがある。

13 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

(1) この入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札

(3) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札

(4) 委任状を持参しない代理人のした入札

(5) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札

(6) 記名、押印を欠く入札

(7) 金額を訂正した入札

(8) 誤字、脱字等により意志表示が不明瞭である入札

(9) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札

(10) 明らかに連合によると認められる入札

(11) その他、入札に関する条件又は福島県立医科大学において特に指定した事項に違反した入札

14 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、随意契約を

することができる。

15 落札者に要求される事項

落札者は、落札決定後次の書類を令和8年3月31日（火）までに提出しなければならない。

また、期日までに書類が提出されない場合は、落札の決定を取消す場合がある。

- (1) 確定の業務従事者の名簿（住所、氏名、年齢、性別及び業務の経験年数を記載したもの）及び本人確認のため写真を貼付した全員の履歴書。

なお、確定の業務従事者は、令和8年4月1日より本業務に従事できる者とし、確定の業務従事者数は、入札参加資格確認申請時の人数を下回ってはならない。

- (2) 勤務予定表
- (3) 業務内容の報告及び記録の様式

16 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとする。
- (3) 公立大学法人福島県立医科大学契約細則第39条第1項ただし書き（別記2）に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

17 契約書の作成

- (1) 委託契約書（別紙のとおり。以下「契約書」という。）を作成する場合において落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、履行期間の初日までに取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札の決定を取消すことがある。
- (4) 契約書は、別添契約書（案）により落札者が作成するものとする。

18 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

19 契約条項

契約書（案）による。

20 消費税率の改正に伴う留意事項

消費税率の改正により消費税額を含む契約金額が変更になる場合は、変更契約を行う。

21 その他

- (1) 一旦受領した書類は返却しない。
- (2) 書類の作成等に要した費用は、すべて入札者の負担とする。
- (3) この入札説明書に疑義がある場合は、入札者は、その疑義について入札前において説明を求めることができる。

22 入札の効力

本件入札は、契約に係る予算が承認され、令和8年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

別記 1

資本関係又は人的関係に関する事項

入札に参加しようとする者に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、公正な入札の確保に反するものではないことに留意すること。

1 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合を除く。

- (1) 親会社と子会社の関係にある場合。（資本比率が50%を超える場合）
- (2) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

2 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(1)については、会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合を除く。

- (1) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。
- (2) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合。

3 その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記1または2と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

別記 2

公立大学法人福島県立医科大学契約細則（抜粋）

（契約保証金）

第39条 契約を結ぶ者をして、契約金額の百分の五以上（工事等の請負契約にあつては百分の十以上）の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、契約の相手方が、保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証契約を結んだとき、その他その必要がないと認める場合においては、その全部又は一部を納めさせないことができる。

2 前項の保証金の納付は、有価証券の提供をもってこれに代えることができる。

3 前項の有価証券の種類及びその担保価額は、次の各号に定めるとおりとする。

- | | |
|--------------------|------------|
| 一 福島県債証券 | 額面全額 |
| 二 国債証券 | 額面全額の10分の8 |
| 三 地方債証券（福島県債証券を除く） | 額面全額の10分の8 |
| 四 理事長が確実であると認める社債権 | 時価の10分の8 |